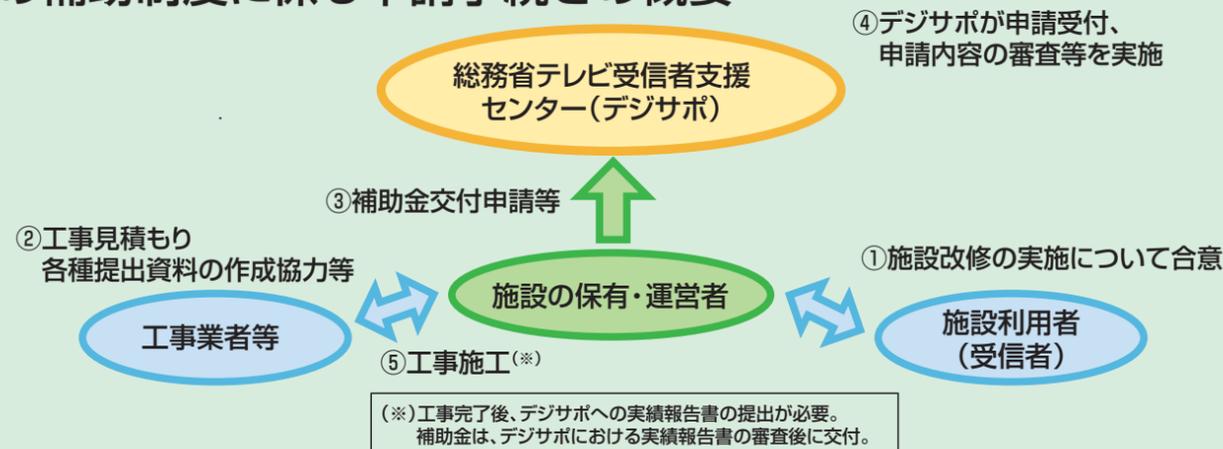


## 共同受信施設の改修等に関する注意点

- ①共同受信施設の設置、改修及び廃止の際には、総務省（総合通信局）への許可申請又は届出が必要です。（有線テレビジョン放送法、有線電気通信法）
- ②有線設備または無線設備を用いた施設改修を行う際には、有線電気通信法第3条第1項から第3項までの規定による届出が工事開始の2週間前までに必要となります。（無線設備を用いる場合は、それらに加えて電波法に係る申請が必要となります。）
- ③国の補助制度（受信障害対策共聴施設整備事業）の適用は、1つの共同受信施設に対して原則として一度までですので、改修の際には、当事者間による十分な検討をお願いします。

## 国の補助制度に係る申請手続きの概要



## 問い合わせ先

本資料についてのご質問は、下記までお問い合わせください。

テレビ受信障害対策共同受信施設のデジタル化、国の補助制度(受信障害対策共聴施設整備事業)に関するお問い合わせ先

### 総務省テレビ受信者支援センター<デジサポ>

<http://www.digisuppo.jp>

(お問い合わせは、各都道府県のデジサポへお願いします。連絡先は別紙をご覧ください)

地上デジタル放送に関するお問い合わせ先

### 総務省 地デジコールセンター

電話 ナビダイヤル 0570-07-0101

(03-4334-1111 ※IP電話からおかけになる場合)(平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)

以下の内容に関するお問い合わせ先

- ・共同受信施設のデジタル化改修の方法について
- ・共同受信施設の保守、工事等について

ケーブルテレビによる地上デジタル放送受信に関するお問い合わせ先

社団法人 日本CATV技術協会  
電話 0570-064-155 (平日9:30~17:00)  
(03-5273-4674 ※IP電話からおかけになる場合)  
<http://www.catv.or.jp/jctea/>  
〒160-0022 東京都新宿区新宿6-28-8  
ラ・ベルティ新宿6F

お住まいの地域のケーブルテレビ会社  
(連絡先がわからない場合は)  
社団法人 日本ケーブルテレビ連盟  
電話 03-3490-3830(平日9:30~17:00)  
<http://www.catv-jcta.jp/>

# テレビ受信障害対策共同受信施設<sup>(※)</sup>を 保有・運営されている皆さまへ

(※) マンションなどの建物内部のテレビ共同受信設備ではなく、ビル陰などによる受信障害の対策のための共同施設を指します。



2011年7月25日~



アナログ放送は映りません

2011年7月24日までに地上テレビ放送は  
完全にデジタル放送に移行し、アナログ放送は終了します。

- ・デジタル化対応を行っていない施設では、2011年7月25日以降は地上テレビ放送を見ることができなくなります。
- ・現在、保有・運営されている「テレビ受信障害対策共同受信施設」のデジタル放送への対応について、早急な検討が必要です。

テレビ受信障害対策共同受信施設のデジタル放送への  
対応について受信者との協議をお願いします。

施設改修を行う場合は・・・

**国の補助制度をご活用できる場合があります**

詳しくは中面をご覧ください



総務省 / 総務省テレビ受信者支援センター

※総務省テレビ受信者支援センターは、総務省の補助事業として、社団法人デジタル放送推進協会(Dpa)が実施しています。

# 共同受信施設のデジタル放送への対応について、 例えば以下のご検討をお願いいたします。

- ①地上デジタル放送で受信障害が解消される／受信障害が残る世帯の把握
- ②受信者との協議実施（施設の改修、廃止等の進め方について）
- ③施設の改修、廃止等の具体的な方法、費用負担、スケジュールの検討  
（施設を廃止する場合も、施設撤去の日程確定等のため、施設利用者（受信者）との協議が必要です。）

地上デジタル放送では、建物による受信障害が大幅に減少します。従来のアナログ放送ではゴーストなどにより映りが悪かった地域でも、多くの場合、地上デジタル放送は各ご家庭の個別アンテナで良好に受信できます。

## デジタル放送への対応例

地上デジタル放送で受信障害が解消する世帯は、個別アンテナによる受信に移行

現在の共同受信施設をデジタル放送に対応するために改修

ケーブルテレビ等による受信に移行

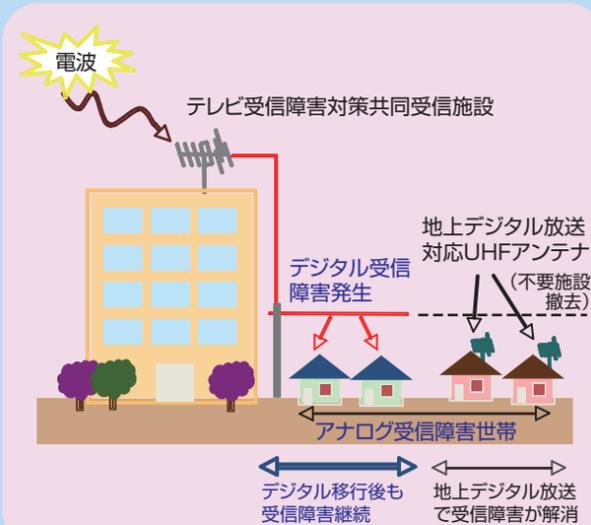
## 共同受信施設のデジタル化改修

### 平成21年度に、国の補助制度が利用できるようになります。

- テレビ受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る考え方については、下図の考え方が総務省より出されています。（総情域第151号（平成18年11月27日）通達）
- 施設のデジタル化改修を行う際、その負担が著しく過重となり、また、一定の条件を満たす場合について、国が改修費用の一部を補助する制度が、平成21年度に利用できるようになります。

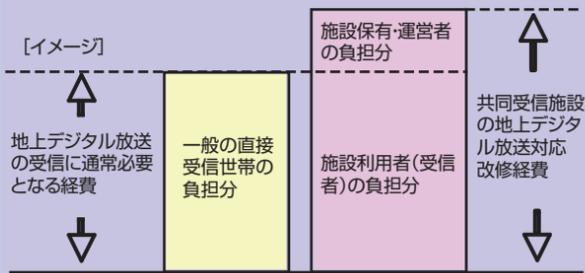
#### 基本的考え方

- 地上デジタル放送で受信障害が解消された世帯においては、受信障害対策は不要です。
- 地上デジタル放送においても受信障害が継続する場合は、共同受信施設の保有・運営者と利用者（受信者）を当事者とする協議により対応することが基本となります。



#### 費用負担

改修費用は、当事者双方が応分の負担をすることが妥当  
【考え方の一例】  
施設保有・運営者：受信者負担分を超える経費を負担  
受信者：地上デジタル放送の受信に通常必要とされる経費を負担



（上記の考え方は一例であり、当事者間協議の合意形成が成立した場合には、その内容が優先されます。）

## 個別受信への移行

- 地上テレビ放送が完全にデジタル放送に移行される2011年以降は、保有されている共同受信施設の大幅な縮小や、廃止が可能になる場合があります。
- 共同受信施設を設置した地域で、地上デジタル放送が個別受信できるかどうかについては、施設の保守業者や、ご近所の電器店にご確認いただくのが早道です。
- 地上デジタル放送で受信障害が解消されても、2011年のアナログ放送終了までは、現在のアナログ放送用の共同受信施設は引き続き必要です。

## ケーブルテレビ等への移行

- ケーブルテレビ等（\*）への加入も地上デジタル放送を視聴いただくための1つの方法です。
  - 地上デジタル放送に加えて、多彩な番組をお楽しみいただくことができます。
  - 初期費用、利用料金等が必要です。また、ケーブルテレビ会社によって地上デジタル放送の受信方法が異なります。詳しくは、お住まいの地域のケーブルテレビ会社等へお問い合わせ下さい。
- \*地域によっては、電気通信事業者のブロードバンド・サービスを利用して放送を受信していただくこともできます。

- 国の補助制度（受信障害対策共聴施設整備事業）を利用するためには、
    - ・共同受信施設の保有・運営者と利用者との間の協議による施設改修の意思決定
    - ・工事業者から見積りの取得等をしていただいた上で、各都道府県の総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）への申請（\*）が必要となります。申請に当たっては、事前にデジサポにご相談いただくことをお勧めします。
- \*施設の保有・運営者、共聴組合など、共聴施設の維持管理を行っている法人・団体等から申請を行っていただきます。

### 受信障害対策共聴施設整備事業における補助金額（目安）

加入する世帯当たりの改修費用	施設の保有・運営者及び利用者側にご負担いただく額（世帯当たり）	国の補助額（*1）（世帯当たり）
35,000円未満	補助対象外（*2）となります。	
35,000円	35,000円	0円
50,000円	35,000円	15,000円
70,000円	35,000円	35,000円
100,000円	50,000円	50,000円

\*1 改修費用の最大1/2となっています。  
\*2 一般の直接受信世帯の負担分と同額程度の負担については、補助対象外となっています。

## 総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）による訪問

- デジサポでは、受信障害対策共聴施設の保有・運営者の方への訪問を平成21年度より行います。
- 訪問の際には、周辺の受信状況等を基に、デジタル化対応方法やおよその費用、補助制度について、ご説明いたします。（なお、必要な場合、デジサポが受信状況について現地調査を行うことがあります。）